

証券コード 7563
平成24年1月6日

株 主 各 位

東京都江東区枝川二丁目13番1号

 **ニッパフ** 日発販売株式会社

代表取締役社長 齋 藤 哲 夫

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成24年1月23日（月曜日）午後5時45分までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年1月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区枝川二丁目13番1号 当会社本店3階会議室

3. 目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 当社と日本発条株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nippan-inc.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社と日本発条株式会社との株式交換契約承認の件

当社および日本発条株式会社（以下、「ニッパツ」といいます。）は、平成23年11月18日開催のそれぞれの取締役会において、平成24年4月1日を期して、下記のとおり株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により、当社をニッパツの完全子会社とすることを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。なお、本株式交換の効力発生日は、平成24年4月1日を予定しています。また、ニッパツについては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

本議案の承認をいただきますと、本株式交換の効力発生日である平成24年4月1日をもって、ニッパツは当社の完全親会社となります。また、当社はニッパツの完全子会社となり、当社株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、平成24年3月28日に、東京証券取引所市場第2部（以下、「東証第2部」といいます。）において上場廃止（最終売買日は平成24年3月27日）となる予定です。

1. 株式交換を行う理由

ニッパツは、世界トップのばねメーカーとして、様々な産業の発展に貢献してまいりました。高度な開発力と技術力は、自動車分野のみならず、情報通信、産業、生活等の分野においても高く評価され、市場が求める様々なニーズにお応えしております。

ニッパツは、「なくてはならないキーパーツをグローバルに展開し、お客様からNo. 1と評価されるニッパツグループを目指すための基盤づくりを行う3ヵ年とする。」を理念とした、中期経営計画を発表しております。この中期経営計画の下でニッパツおよびニッパツグループは活動を行っておりますが、世界経済を取り巻く環境は急激に変化しており、中国・インドを中心とした新興国も引き続き成長しているものの、その成長率は鈍化してきております。この成長戦略市場をめぐる、日系外資系を問わず、自動車メーカーの進出が急速に進んでおります。ニッパツグループとしては、自動車部品の海外メーカーとの競合環境も激しさを増している中、日系自動車メーカーへのタイムリーな対応と外資系自動車メーカーへの販売シェアを拡大するための海外展開が急務となっております。

当社は、「新たな価値を創造するとともに社会的責任を果たし、人々の期待と信頼に応える」を経営の基本方針に掲げ、オートパーツ、プレジジョンパーツ、IT、産業システムと幅広い事業展開を行っております。各事業ではニッパツグル

ープの強み・特徴を活かした営業活動やグループ各社との連携強化を図ると共に、当社独自の付加価値商品・サービスを展開することで、グループ全体としての企業価値向上を目指しておりますが、日本国内においては人口減少や高齢化・若年層の車離れに起因する自動車保有台数の減少や電気自動車の台頭による自動車部品構成の変化が予想されております。一方、中国を中心とした新興国の経済発展は今後も継続することが見込まれており、自動車生産拠点の更なる海外シフトも予想されております。

このような状況下、当社では「環境」と「海外」を経営のキーワードに成長戦略を立案しており、より効率的な国内事業再構築や海外事業部を中心とした海外事業強化等の具体的アクションを行ってまいりました。今後は、これまでの成長戦略を更にスピーディーに具現化させると共に、商品開発や品質保証の更なる強化、ニッパツグループ各社とのより一層の連携が必要不可欠であると考えております。

ニッパツはニッパツグループ各社の状況を踏まえ、ニッパツが掲げる中期経営計画の実現に向けては、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力を高めていくことが必要であると考えております。また、グループ全体の製品ラインアップ拡充や、ニッパツグループ各社が持つ製造・販売・購買ルート等へのアクセス、キャッシュ・マネジメント・システム等資金の有効な活用等、経営資源を最大限有効活用することが、ニッパツグループ全体の成長をさらに加速させ、市場のニーズにお応えする体制を一層強化できるものと考えております。さらには、急激に変化する外部環境への迅速な対応や、お客様の幅広いご要望に適切にお応えするためにも、意思決定の更なる迅速化を可能とする体制構築が急務であると考えております。

上記のように、ニッパツグループ各社が持つ経営資源の更なる効率化、意思決定の迅速化と責任の明確化を可能とする体制を構築するため、この度、ニッパツによる当社の完全子会社化の合意に至りました。これまでも、当社はニッパツの連結子会社であることから一定の協力関係にはあったものの、現下の厳しい経済環境を乗り越えるためには、更に一步踏み込みお互いに協力してグループ全体の事業効率を向上させる必要があると判断いたしました。具体的なシナジーには、当社の持つ商社としての販売及び仕入れのネットワークを有効活用することによる、ニッパツグループ全体の売上の拡大及び購入品コストの削減等のグループ力向上や上場維持コストの削減等の効果を見込んでおります。

今後、両社が従来以上に企業理念やビジョンを共有し、互いに成長しながら一体となって事業を展開していくことが、両社をはじめとしたニッパツグループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

2. 株式交換契約の内容

当社およびニッパツが平成23年11月18日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

日本発條株式会社（以下「甲」という。）及び日発販売株式会社（以下「乙」という。）は、平成23年11月18日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：日本発條株式会社

住所：神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：日発販売株式会社

住所：東京都江東区枝川二丁目13番1号

第3条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（但し、甲を除く。）の所有する乙の普通株式の合計数に0.38を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.38株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。

4. 甲は、本件株式交換に際して交付する甲の普通株式については、新たに株式を発行せず、その保有する自己株式を交付する。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 増加する資本金の額 | 金0円 |
| (2) 増加する資本準備金の額 | 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額 |
| (3) 増加する利益準備金の額 | 金0円 |

第5条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年4月1日とする。但し、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が保有するすべての自己株式（本件株式交換に関する会社法第785条に基づく乙株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却するものとし、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点において、自己株式を一切保有しないものとする。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成24年1月下旬に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
3. 前二項に定める手続き（株式交換契約承認総会の開催日を含む。）は、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、剰余金の配当その他その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、許認可若しくは届出（外国法に基づくものも含む。）の要否その他諸般の事情から本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項但書に定める株主総会若しくは乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合又は法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第11条（準拠法）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成23年11月18日

- 甲 神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地
日本発條株式会社
代表取締役社長 玉村 和己 ⑧
- 乙 東京都江東区枝川二丁目13番 1 号
日発販売株式会社
代表取締役社長 齋藤 哲夫 ⑧

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数および割当の相当性に関する事項

本株式交換により当社の株式1株に対して、ニッパツ株式0.38株を割当交付します。

①算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニッパツは野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）を、当社はS M B C日興証券株式会社（以下、「S M B C日興証券」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

野村証券は、ニッパツについては、ニッパツが東京証券取引所市場第1部（以下、「東証第1部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均値）を、また、ニッパツには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東証第2部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

ニッパツ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.28～0.33
類似会社比較法	0.23～0.37
DCF法	0.25～0.49

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、当社およびニッパツから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全

て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、ニッパツおよびそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成23年11月16日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社およびニッパツの財務予測については、当社およびニッパツにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、SMB C日興証券は、当社およびニッパツのそれぞれについて、市場株価平均法およびDCF法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成23年11月16日を評価基準日として、当社については評価基準日から遡る1ヶ月間および3ヶ月間の東証第2部における終値の単純平均値を採用し、ニッパツについては評価基準日から遡る1ヶ月間および3ヶ月間の東証第1部における終値の単純平均値、ならびにニッパツの平成23年11月10日付「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」の公表の翌営業日である平成23年11月11日から評価基準日までの東証第1部における終値の単純平均値を採用しました。

ニッパツ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.29～0.31
DCF法	0.36～0.66

SMB C日興証券は、当社およびニッパツから提供を受けた両社の財務予測が、両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提として算定を実施しており、それらの財務予測の正確性、妥当性および実現可能性等について責任を負うものではありません。また、当社およびニッパツから提供を受けた両社に関するその他の情報および一般に公開された情報等に基づくものであり、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、ニッパツおよびそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMB C日興証券の株式交換比率

の算定は、平成23年11月16日現在において入手可能な情報、同日現在の経済条件、市場、その他の状況およびSMBC日興証券が独自に設定した仮定に基づき実施しており、それらの内容が妥当、正確かつ完全であることを前提としております。従って、株式交換比率の算定に関する状況の変化、その他の算定基準日後の状況によって、SMBC日興証券の算定結果が影響を受けることがありますが、SMBC日興証券は算定結果を修正、変更または補足する義務を負いません。

なお、SMBC日興証券の算定結果は、SMBC日興証券が当社の依頼により、当社の取締役会が株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、SMBC日興証券が株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、DCF法による算定の基礎として、当社およびニッパツが野村證券およびSMBC日興証券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加およびコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

②算定の経緯

当社およびニッパツは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社およびニッパツはそれぞれ上記3.(1)①に記載の株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、平成23年11月18日に開催された当社およびニッパツの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

③算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるSMBC日興証券は、当社およびニッパツの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、ニッパツのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、ニッパツおよび当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(2) 交換対価として、ニッパツの株式を選択した理由

当社およびニッパツは、当社株式に係る本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社であるニッパツの株式を選択しました。

当社は、(i)ニッパツの株式は、東証第1部に上場されており、引き続き流動性を有するため、取引機会が確保されること、ならびに(ii)当社株主がニッパツの株式を交換対価として受け取る場合には、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、ニッパツの株式を本株式交換における交換対価として選択することが適切と判断いたしました。

(3)親会社であるニッパツ以外の当社の株主の皆様の利益を害さないように留意した事項

ニッパツは、すでに当社の発行済株式数の51.24%（間接保有分を含む。）を保有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置として、以下に記載の措置を講じております。

① 第三者機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるSMBC日興証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてニッパツとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成23年11月18日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、当社は、SMBC日興証券から、本株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

② 法律事務所からの助言

当社は、リーガルアドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

③ 利害関係のない取締役の承認および監査役の見解

本株式交換契約締結については、平成23年11月18日開催の当社の取締役会（取締役7名（うち社外取締役1名）中 出席取締役6名、監査役3名（うち社外監査役2名）中 出席監査役2名）において、出席取締役全員の賛同を得て決議し、出席監査役全員は、当社がニッパツとの間で本株式交換契約を締結することに善管注意義務・忠実義務に違反する事実は認められず、監査役として異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である玉村和己はニッパツの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本株式交換に係る取締役会の審議および

決議には参加しておらず、当社の立場においてニッパツとの本株式交換の協議・交渉には参加しておりません。当社の社外監査役である山口 努はニッパツの代表取締役を兼任しているため、同様の観点から本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておりません。

また、当社の社外監査役であり独立役員である村川正記は、本株式交換契約締結に係る平成23年11月18日開催の当社の取締役会の審議に参加し、本株式交換は、当社およびニッパツの企業価値の向上を図ることを目的としていると認められること、当社がニッパツの完全子会社となる手続きとして株式交換を選択することについて相当性が認められること、公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置として合理的かつ相当な措置がとられており、交渉過程において公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による算定結果（DCF法）の範囲内で株式交換比率を決定しており、その結果として決定された本株式交換における株式交換比率には、当社株式の市場株価に一定のプレミアムが付加されており、当社株主に対してニッパツ株式を継続して保有することによるニッパツグループの企業価値向上の利益を享受する機会のほか、市場において相応の価格にて売却する機会をも保証するものであると認められること、また対価の公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと等の各観点から総合的に検討した結果、本株式交換により当社がニッパツの完全子会社となる手続きを行うことが、当社の少数株主の利益保護という点においても問題がないと判断する旨の意見を述べております。

(4)ニッパツの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

① 本株式交換に際して、ニッパツの増加する資本金および準備金の額は以下のとおりです。

増加する資本金の額	金0円
増加する資本準備金の額	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額	金0円

② 上記の資本金および準備金の額は、ニッパツの財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) ニッパツの定款の定め

ニッパツの定款の定めは、後記添付資料をご参照ください。

- (2) 交換対価の換価の方法に関する事項
ニッパツの普通株式は、東証第1部において取引されております。
また、ニッパツの株式は、全国の各証券会社などを通じてお取引いただけます。
- (3) 交換対価の市場価格に関する事項
交換対価であるニッパツの普通株式の市場価格の推移は以下のとおりであります。

	23年5月	23年6月	23年7月	23年8月	23年9月	23年10月
最高株価	836円	822円	861円	848円	740円	747円
最低株価	753円	742円	811円	640円	639円	608円
平均株価	787円	775円	833円	725円	674円	675円

また、株式会社東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報等により、交換対価の市場価格等が示されております。

<http://www.tse.or.jp/>

- (4) ニッパツの貸借対照表
ニッパツは有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。
5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。
6. 計算書類等に関する事項
- (1) ニッパツについての最終事業年度(平成23年3月期)に係る計算書類等の内容
後記添付資料をご参照ください。
- (2) ニッパツについての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
- (3) 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

日本発條株式会社定款

沿革	1939年（昭和14年）	9月8日制定	1991年（平成3年）	6月27日変更
	1967年（昭和42年）	5月27日変更	1992年（平成4年）	6月26日変更
	1970年（昭和45年）	5月29日変更	1994年（平成6年）	6月29日変更
	1970年（昭和45年）	11月27日変更	1998年（平成10年）	6月26日変更
	1974年（昭和49年）	5月30日変更	2002年（平成14年）	6月27日変更
	1975年（昭和50年）	5月30日変更	2003年（平成15年）	6月27日変更
	1976年（昭和51年）	6月29日変更	2004年（平成16年）	6月29日変更
	1977年（昭和52年）	6月29日変更	2005年（平成17年）	6月29日変更
	1980年（昭和55年）	6月27日変更	2006年（平成18年）	6月29日変更
	1981年（昭和56年）	6月26日変更	2007年（平成19年）	6月28日変更
	1982年（昭和57年）	6月29日変更	2008年（平成20年）	6月27日変更
	1984年（昭和59年）	6月29日変更	2009年（平成21年）	6月26日変更
	1989年（平成元年）	6月29日変更	2011年（平成23年）	8月8日変更

第1章 総 則

（商 号）

- 第1条 ① 当会社の商号を日本発條株式会社と称する。
② 英文ではNHK SPRING CO., LTD. と称する。

（目 的）

- 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の品目の設計、製造、販売、施工、賃貸借および修理に関する事業
 - (1) ばね製品およびばね応用品
 - (2) 自動車およびその他輸送用機器の付属品、部分品、用品
 - (3) 電子情報伝達機器、通信機器、映像機器、家庭用電気製品およびその付属品、部分品
 - (4) 公害防止機器、事務用機器、自動制御機器、測定機器、光学機器、防熱装置、型治工具およびその付属品、部分品
 - (5) 防水材、防音材および防熱材
 - (6) 配管支持装置およびその付属品、部分品
 - (7) 家具、インテリア用品および建材
 - (8) 駐車装置およびその付属品、部分品
 2. 不動産の売買、賃貸借、仲介、保守、管理に関する事業
 3. 情報処理、情報通信、情報提供およびソフトウェアの開発、売買に関する事業

4. 労働者派遣に関する事業
5. 金融業および有価証券の売買
6. 損害保険代理業および生命保険募集に関する事業
7. 旅行業
8. 石油製品の販売
9. 造園および緑化事業
10. 出版物および印刷物の製作、販売業
11. 広告および宣伝業
12. 前各号に掲げる事業のコンサルティング、エンジニアリング、その他技術の開発、売買に関する事業
13. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を横浜市におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は6億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 ① 当会社は、株式につき株主名簿管理人をおく。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 ① 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第14条 ① 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
- ② 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。
- ③ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 ① 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 長)

- 第16条 ① 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法律省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

- 第18条 ① 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(員 数)

- 第19条 当会社に取締役12名以内をおく。

(選任方法)

- 第20条 ① 当社の取締役は、株主総会において選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任については累積投票によらない。

(任期)

- 第21条 ① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任者の任期満了の時までとする。

(役付取締役)

- 第22条 当社は取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名をおくことができる。

(代表取締役)

- 第23条 取締役会長、取締役社長および取締役副社長は各自当社を代表する。ただし、取締役会はその決議をもって、取締役中より会社を代表すべき取締役を定めることができる。

(報酬等)

- 第24条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(相談役)

- 第25条 当社は取締役会の決議により相談役をおくことができる。

(取締役会の招集権者)

- 第26条 ① 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会長がこれを招集する。
② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が代わり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第27条 ① 取締役会の招集通知は、会日の2日前に各取締役および各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場合はその期間を短縮することができる。
- ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

- 第28条 ① 取締役会の議長は取締役会長がこれにあたる。
- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が代わり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議)

- 第29条 取締役会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第30条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

- 第31条 当会社に監査役4名以内をおく。

(選任方法)

- 第32条 ① 監査役は、株主総会において選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第33条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(監査役会の招集)

第36条 ① 監査役会の招集通知は、会日の2日前に各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場合はその期間を短縮することができる。
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(選任)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、会計監査人は当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議に基づき毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議に基づき毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間および利息)

- 第43条 ① 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れる。
- ② 期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

第8章 買 取 防 衛

(買取防衛)

- 第44条 ① 当社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、買取防衛策（当社が発行する株式の大規模な買付け行為に対する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入または継続に関する決議を行うことができる。
- ② 当社の株主総会は、前項で決議された買取防衛策が株主総会の決議により同買取防衛策を廃止できる内容を含む場合には、同買取防衛策の内容に従い、同廃止に関する決議を行うことができる。
- ③ 前各項に定める決議は、会社法第309条第1項に規定する決議をもって行う。

(対抗措置の発動)

- 第45条 ① 当社は、前条①で導入または継続された買取防衛策に基づく新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動については、取締役会の決議により、これを行うことができる。
- ② 当社は、前項のほか、前条①で導入または継続された買取防衛策に基づく新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動については、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、これを行うことができる。
- ③ 前項の規定による株主総会の決議は、会社法第309条第1項に規定する決議をもって行う。

以 上

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、期前半は政府の景気刺激策による国内需要の持ち直しと輸出の増加から回復基調にありました。しかし、期後半にはエコカー補助金制度の終了や円高の進行などにより不透明感が高まりました。また、年度末に発生した東日本大震災の今後の国内経済に及ぼす影響は計り知れず、先行きの見通しが困難な状況となっております。一方、世界経済は、一部に不安要因を抱えつつも、アジアを中心とした新興国市場の成長と、欧米市場の穏やかな回復が続きました。

当社グループの主要な事業分野であります自動車関連では、国内販売はエコカー補助金制度終了による需要減少があり、4,601千台で前期比5.7%の減少となりました。完成車輸出は海外の需要回復により、4,803千台で前期比17.5%の増加となりました。これにより国内の自動車生産台数は8,994千台で前期比1.5%の増加となりました。

また、もう一方の主要な事業分野であります情報通信関連では、エコポイント制度による国内消費の拡大や新興国でのパソコン需要の増加により、HDD（ハードディスクドライブ）が前期に対して増産となりました。

このような状況のもと、売上高は456,198百万円（前期比12.9%増）となりました。また収益面では急激な円高進行の影響があったものの、売上の増加と徹底したコスト削減努力の成果から、営業利益は32,757百万円（前期比74.4%増）、経常利益は33,407百万円（前期比89.5%増）、当期純利益は19,420百万円（前期比88.7%増）となりました。

(2) 事業別の状況

【懸架ばね事業】

当連結会計年度における懸架ばね事業は、国内・海外での自動車生産の回復及びトラック需要の拡大により、売上高が91,152百万円、セグメント利益が8,035百万円となりました。

【シート事業】

当連結会計年度におけるシート事業は、国内・海外での自動車生産の回復により、売上高が181,219百万円、セグメント利益が12,502百万円となりました。

【精密部品事業】

当連結会計年度における精密部品事業は、国内・海外での自動車生産とHDDの需要が好調に推移したことにより、売上高が113,377百万円、セグメント利益が12,273百万円となりました。

【産業機器ほか事業】

当連結会計年度における産業機器ほか事業は、景況感の回復による受注増から、売上高が70,256百万円、セグメント利益が4,415百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は20,538百万円、主なものは、NHKスプリング（タイランド）社と当社駒ヶ根工場のHDD用サスペンション生産設備であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、設備資金の支払い及び長期借入金の返済等に充当するために、第7回無担保社債を発行いたしました。

名称：日本発条株式会社第7回無担保社債

発行総額：10,000百万円

起債日：平成22年12月15日

償還日：平成27年12月15日

引受人：野村証券株式会社、みずほ証券株式会社

(5) 対処すべき課題

東日本大震災の国内経済へ与える影響はとて大きなものですが、今後、復興に向けた動きが活発化してくるものと考えられます。また世界経済は、引続き中国・インドなどの新興国の成長に牽引され、回復を維持すると予想されます。このような環境のもと、なくてはならないキーパーツをグローバルに展開し、お客様からNO. 1と評価されるニッパツグループを目指すための基盤づくりに取り組んでいきます。そのためには、真のグローバル・グループ経営の実現、戦略的経営の仕組みの見直しと強化、そしてCSR活動の積極的かつ継続的な展開を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 88 期 (平成20年3月期)	第 89 期 (平成21年3月期)	第 90 期 (平成22年3月期)	第 91 期 (当連結会計年度) (平成23年3月期)
売 上 高	484,878百万円	440,908百万円	404,143百万円	456,198百万円
当 期 純 利 益	20,361百万円	5,262百万円	10,290百万円	19,420百万円
1株当たり当期純利益	84.01円	21.98円	43.45円	82.44円
総 資 産	401,069百万円	324,888百万円	357,141百万円	356,048百万円
純 資 産	159,322百万円	125,044百万円	144,533百万円	153,744百万円

- (注) 1. 第88期につきましては、自動車生産台数の増加、パソコン及びデジタル家電の需要増により、売上高、当期純利益ともに増加しました。
2. 第89期につきましては、自動車生産台数の減少、パソコン及びデジタル家電の需要減により、売上高、当期純利益ともに減少しました。
3. 第90期につきましては、自動車生産台数が減少し売上高は減少しましたが、パソコン関連の需要増及び収益改善努力の結果、当期純利益は増加しました。
4. 第91期につきましては、前記記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
日発販売株式会社	2,040百万円	52.5%	各種ばね、自動車用部品用品、ファスナ、産業用機器等の販売
横浜機工株式会社	412百万円	100.0	スタビライザ、照明器具等の製造販売
日発精密工業株式会社	480百万円	100.0	自動車部品、ねじ工具等の製造販売
日発運輸株式会社	120百万円	83.8	貨物自動車運送事業、倉庫業、機械設備据付業、梱包業
NHKスプリング(タイランド)社	410百万パーツ	93.5	自動車用板ばね、コイルばね、スタビライザ、シート、内装品、精密ばね、HDD用部品等の製造販売
NHKインターナショナル社	4,750千米ドル	100.0	北米関係会社製品の設計・開発及び営業コーディネート、新製品の市場調査及び北米における本社機能代行業務
NHK オブ アメリカ サスペンション コンポーネンツ社	11,000千米ドル	100.0	自動車用コイルばね等の製造販売
NHK シーティング オブ アメリカ社	1,900千米ドル	100.0	自動車用シート等の製造販売

(注) 出資比率は子会社による所有を含む比率を表示しております。

③企業結合の経過

当連結会計年度において、当社を完全親会社とし、横浜機工株式会社を完全子会社とする株式交換を行っております。

(8) 主要な事業内容

下記製品の製造及び販売

事業区分	主 要 製 品
懸架ばね事業	板ばね、コイルばね、スタビライザ、トーションバー、スタビライザリンク、ガススプリング、スタビリンカーほか
シート事業	自動車用シート、シート用機構部品、内装品ほか
精密部品事業	HDD用サスペンション、HDD用機構部品、線ばね、薄板ばね、液晶・半導体検査用プローブユニット、精密加工品ほか
産業機器ほか事業	ろう付製品、セラミック製品、ばね機構品、配管支持装置、駐車装置、ポリウレタン製品、金属ベースプリント配線板、セキュリティ製品、照明器具、ゴルフシャフトほか

(9) 主要な事業所及び工場

① 当社の事業所及び工場

本社・横浜事業所 横浜市金沢区福浦三丁目10番地

横浜みなとみらい分館 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
(横浜ランドマークタワー)

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北関東支店	群馬県太田市	大阪支店	大阪市淀川区
浜松支店	浜松市中区	広島支店	広島市東区
名古屋支店	名古屋市中東区	福岡営業所	福岡市博多区

工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
横浜工場	横浜市金沢区	駒ヶ根工場	長野県駒ヶ根市
群馬工場	群馬県太田市	豊田工場	愛知県豊田市
厚木工場	神奈川県愛甲郡愛川町	滋賀工場	滋賀県甲賀市
伊勢原工場	神奈川県伊勢原市	野洲工場	滋賀県野洲市
伊那工場	長野県上伊那郡宮田村		

②子会社の事業所
 ≪国内≫

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
日発販売株式会社	東京都江東区	株式会社ニッパツ パーキングシステムズ	横浜市西区
横浜機工株式会社	神奈川県伊勢原市	株式会社ホリキリ	千葉県八千代市
日発精密工業株式会社	神奈川県伊勢原市	ユニフレックス株式会社	長野県伊那市
日発運輸株式会社	横浜市金沢区	特殊発條興業株式会社	兵庫県伊丹市
株式会社ニッパツサービス	横浜市神奈川区	東北日発株式会社	岩手県北上市
日本シャフト株式会社	横浜市金沢区	フォルシア・ニッパツ 九州株式会社	福岡県京都郡苅田町
株式会社スミハツ	東京都千代田区	日発テレフレックス株式会社	横浜市港北区
株式会社アイテス	横浜市戸塚区		

≪海外≫

名 称	所在地	名 称	所在地
NHKインターナショナル社	アメリカ	NHKスプリング(タイランド)社	タイ
ニューメーサーメタル社	アメリカ	日発精密(泰国)有限公司	タイ
NHK オブ アメリカ サスペン ション コンポーネンツ社	アメリカ	N A T ペリフェラル社	中国
NHK シーティング オブ アメリカ社	アメリカ	広州日正弹簧有限公司	中国
NHK スプリングプレジジョン オブ アメリカ社	アメリカ	広州日弘機電有限公司	中国
NHKマニュファクチャリング(マレーシア)社	マレーシア	NHKスプリングインディア社	インド

(10) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
懸架ばね事業	3,026名	280名減
シート事業	2,797名	65名増
精密部品事業	5,724名	70名増
産業機器ほか事業	1,608名	593名増
全社（共通）	971名	40名減
合 計	14,126名	408名増

(注) 1. 当期に新たに企業集団に含めました企業の影響は下記のとおりであります。

日発テレフレックス株式会社 104名増（産業機器ほか事業）

2. パートタイマーは含んでおりません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほコーポレート銀行	13,892
株式会社横浜銀行	9,306
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,900

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 244,066,144株 (自己株式9,863,650株を含む)
 (3) 株主数 12,830名 (前期末比706名減)
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱UFJ信託銀行退職給付信託大同特殊鋼口 共同受託者日本マスタートラスト信託銀行株式会社	30,892	13.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	20,706	8.84
双日株式会社	11,346	4.84
株式会社メタルワン	11,118	4.75
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託神戸製鋼所口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	9,504	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,246	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	5,841	2.49
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほコーポレート銀行口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	5,753	2.46
株式会社横浜銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	5,669	2.42
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	5,184	2.21

- (注) 1. 当社は、自己株式9,863千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
 該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐々木 謙 二	代表取締役会長	横浜商工会議所会頭
玉 村 和 己	代表取締役社長	
山 口 努	代表取締役副社長 (企画本部長)	日発精密工業株式会社 代表取締役社長
天 木 武 彦	取締役相談役	
山 崎 章	取締役専務執行役員 (技術本部長)	
* 原 章 一	取締役専務執行役員 (購買本部長兼購買部長)	株式会社ジー・エル・ジー 代表取締役社長
* 糸 井 孝 夫	取締役専務執行役員 (営業本部長)	株式会社スニック代表取締役
木 村 雅 彦	常勤監査役	
高 橋 秀 敏	常勤監査役	
* 堀 江 均	社外監査役	大同特殊鋼株式会社常務取締役
小 森 晋	社外監査役	双日株式会社常勤監査役

- (注) 1. *印の取締役は、平成22年6月29日開催の第90期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. *印の監査役は、平成22年6月29日開催の第90期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 代表取締役副社長 長澤國雄、布施 武の両氏は平成22年6月29日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
4. 社外監査役 嶋尾 正氏は平成22年6月29日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
5. 社外監査役のうち堀江 均及び小森 晋の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 常勤監査役の木村雅彦氏は、金融機関における長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、また高橋秀敏氏は、長年当社の経理・財務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、監査役のうち小森 晋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	9名	417百万円
監 査 役	5名	55百万円
合 計	14名	473百万円

- (注) 1. 事業年度末日現在の人員は取締役7名、監査役4名であり、上記人数との相違は、当事業年度における取締役2名、監査役1名の退任によるものであります。
2. 報酬等の額には、役員賞与の予定額(87百万円)が含まれております。
3. 監査役の報酬等の額には、社外監査役(3名)の報酬等の額(2百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者(または社外役員)の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
- ・社外監査役 堀江 均氏は、大同特殊鋼株式会社の常務取締役であります。同社は、当社株式30,892千株を退職給付信託として設定しております。
 - ・社外監査役 小森 晋氏は、双日株式会社の常勤監査役であります。同社は、当社の大株主であります。
- ②当該事業年度における主な活動状況
- 平成22年度の実績は、社外監査役 堀江 均氏が11回中9回、社外監査役 小森 晋氏が15回中15回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べています。
- 平成22年度の実績は、社外監査役 堀江 均氏が9回中7回、社外監査役 小森 晋氏が12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、工場、グループ会社等の現場往査を行っております。
- ③責任限定契約の内容の概要
- 当社と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

新日本有限責任監査法人 67百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

新日本有限責任監査法人 106百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務及び国際財務報告基準への移行等に係る助言業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役全員一致の決議により会計監査人を解任し、または「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システムの基本方針

当社は経営の健全性を維持し企業価値を継続的に高めていくために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施することを基本的な方針としております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「ニッパツ社員の行動指針」において、すべての役員、社員が法令及び企業倫理を順守することを定めるとともに、「コンプライアンス規程」のなかで、コンプライアンス最高責任者（代表取締役社長）・同推進責任者（企画本部長）・同指導責任者（各部門長）・同推進事務局（法務部門）とする体制を構築し、コンプライアンスの推進を行っております。

また、「ニッパツ社員の行動指針活用マニュアル」を作成しており、この活用マニュアル等に基づき教育・啓発活動を実施し、法令違反、反社会的行為発生の事前防止を図ります。

なお、相談・通報制度として、企業内における相談窓口を法務部門・人事部門に設けるとともに、会社が契約する社外弁護士に直接相談できる体制を整えています。

内部監査部門は、業務の有効性、効率性、法令等の順守、財務報告の信頼性を目的にグループ会社を含めて、計画的に監査を実施しております。

② 反社会的勢力排除に向けた体制整備について

前項掲出の「ニッパツ社員の行動指針」において、当社は、反社会的勢力排除に対して毅然とした態度で対応する考え方を明らかにしています。また「ニッパツ社員の行動指針活用マニュアル」でも、社員による反社会的行為を発生させないことはもちろん、外部の反社会的勢力からの不法な要求に対しては断固として拒絶し、直接間接を問わずいかなる取引も行ってはならないことを明記し、社員に対して徹底した教育、啓発活動を実施しております。

③取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る以下の情報の保存及び管理については、取締役会規則、文書管理規程等社内規程に基づき、保存及び管理を行っております。

- ・株主総会議事録及び関連資料
- ・取締役会議事録及び関連資料
- ・経営会議・拡大経営会議議事録及び関連資料
- ・稟議書及び関連資料
- ・審議会・委員会議事録及び関連資料
- ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書

情報の管理については、ニッパツグループセキュリティ・マネジメント・ポリシー（平成15年12月制定）及び機密情報管理規程・情報管理マニュアル等に基づき、情報管理の徹底を図っております。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の整備については、全社横断的なリスク管理委員会を設置し、平時においては企業活動に関わるリスク（企業の過失が問われるリスク、財務リスク、従業員の犯罪・不祥事、災害・事故リスク、海外における事件・事故等）についての洗い出し、その対応策についてBCP（事業継続計画）や社内規程及びリスク管理マニュアル等を定めるとともに、教育・啓発活動の実施によりリスク発生の事前防止の推進を実施しております。

リスクが顕在化した場合には、リスク管理委員会を臨時に招集し、その指揮のもとに所管部門及び関係部門が一体となって迅速な対応を行う体制となっております。

重要な投資、出資、融資、債務保証案件について、全社的な立場で内容の審査を行う投融資審議会を設置し、十分な事前調査を行っております。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営と業務執行の分離により権限と責任を明確にし、意思決定と業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制を導入するとともに、中期経営計画で策定された重点施策の展開・チェック・修正を効率的に行うことを目的に、SM&Cと呼ぶ戦略経営システムを導入しております。

また、業務執行の一層の迅速化を目指して、IT戦略推進委員会を設置し、IT活用による効率化、情報セキュリティ管理の強化等にも積極的に取り組んでおります。

⑥株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の経営方針・事業目標を徹底するため、関連会社首脳会議を開催し、また各社毎に、事業戦略に基づく重要課題について、トップによる戦略検討会を開くことにより、グループ経営管理を実施しています。事務局である経営企画部門は、会議内容に基づいて推進状況を確認し、必要に応じて支援を行っております。

また、グループ会社における不正または不適切な取引について、これを防止するため、当社より社外取締役及び社外監査役を派遣することにより、適正な措置を行うための体制を整えております。(グループ会社の監査については、「①」に記載のとおり。)

⑦財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、評価、維持、改善等を行います。

⑧監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制

監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と人数、体制、独立性に関する事項等を協議し、必要な措置を講じております。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議及び必要により社内の各種委員会等に出席し、法定の事項、経営、業績に影響を及ぼす重要事項について遅滞なく報告を受ける体制を整えております。

また、次の事項について、所管部門は遅滞のない報告に努めております。

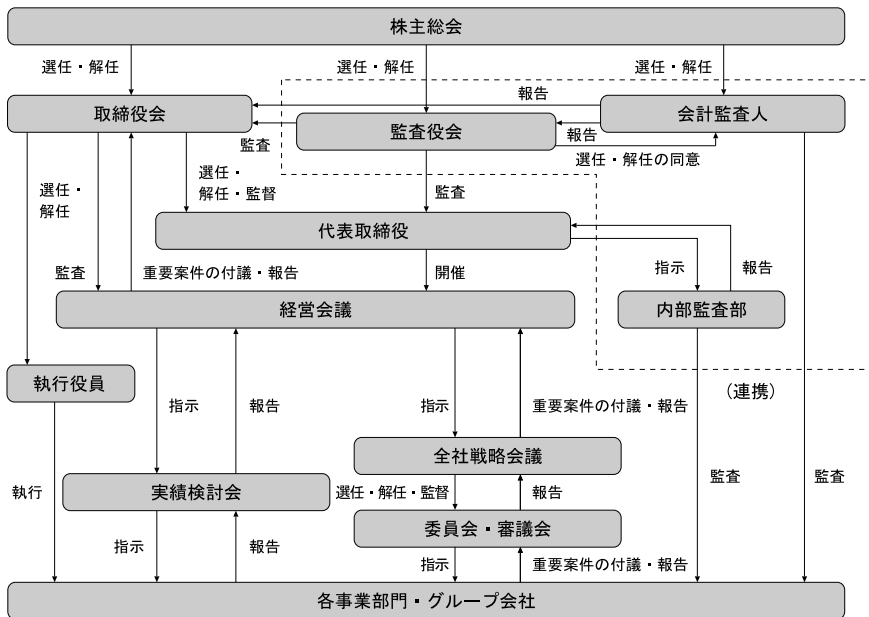
- ・内部監査部門の監査結果
- ・訴訟を受けた場合、その内容
- ・CSR上、問題となっている事項
- ・内部通報があった場合、その内容
- ・コンプライアンス上、問題となっている事項

⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査部門は、監査役と、定期的また必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。

また、グループ会社においても、当社の監査役と意見交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。

[内部統制の体制]



(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は経営の健全性を維持し企業価値を継続的に高めていくために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施することを基本的な方針としています。

この基本的な方針をふまえ、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等当社をとり巻くあらゆるステークホルダーに対して企業としての責任を果たすことにより、良好な関係の維持に努めております。

当社は従来より監査役設置会社形態を採用しております。平成17年6月よりコーポレート・ガバナンスの見直しの一環として執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督と業務執行機能とに分離・明確化を図りました。各事業部にそれぞれの事業に精通した執行役員を配置して業務を執行し、取締役・監査役により監督・監査する体制をとることにより経営の質を高めております。

②不適切な支配の防止のための取組み

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）に関する対応方針として大規模買付ルールをとりまとめ、平成18年5月15日に開催された当社取締役会において導入を決議いたしました。

この大規模買付ルールは平成18年6月29日開催の当社定時株主総会において、買収防衛策の導入に関する決議を行うことができる旨に定款変更を行った上で、大規模買付ルールの導入について株主総会の普通決議を経て導入にいたしました。

また、この大規模買付ルールは平成21年開催の定時株主総会の経過をもって有効期限が終了いたしました。今般の株式市場の低迷等、当初導入時に比較して大規模買付者が現れやすい状況になっていること、その際、株主の皆様との判断の基礎として合理的な情報を提供する必要は変わらないこと等から、当社取締役会は大規模買付ルールの継続が妥当であるとの判断に至り、平成21年5月12日開催の取締役会において大規模買付ルールの継続を決議し、平成21年6月26日開催の株主総会において普通決議にて承認を得ました。

なお、今回の大規模買付ルールは、前回の大規模買付ルールの導入後の法令の改正等を反映させ、条文の文言等について適宜訂正を行うとともに、定款の一部変更を行い、株主総会の決議によって本ルールに基づく新株予約権の無償割当その他の対抗措置をとることが必要であります。

上場会社である当社株式の売却は、最終的には各株主様のご判断に委ねられるべきではありますが、株式の大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、株主の皆様には損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置をとることが必要であります。

大規模買付ルールの概要については、当社取締役会が、大規模買付者に事前に必要かつ十分な情報を提供していただいた上、当該大規模買付行為についてあらかじめ定めた一定期間内の評価検討を行い、株主の皆様に対して当社取締役会の意見を開示することとし、大規模買付者には、その後（または当社取締役会が一定の評価期間内に意見を開示しない場合には、同期間が経過した後に）大規模買付行為ができることをルールといたします。もし、ルールが順守されなかった場合、大規模買付者の大規模買付けの様態が法令に違反していると合理的に認められる場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様全体の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合等には、特別委員会の助言または勧告を最大限尊重しながら、取締役会の判断で株式分割、新株予約権の発行等の対応手段をとることとするものです。

(注)買収防衛策の詳細については、当社ホームページ大規模買付けルール（買収防衛策）に関するお知らせ (http://www.nhkspg.co.jp/news/release/pdfs/20090512_3.pdf) をご覧ください。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

取締役会の判断が恣意的なものとならないようにするため、大規模買付者があらわれた段階で、取締役会から独立した者のみから構成される特別委員会を設置し、特別委員会の助言または勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益配当を最重要事項と認識し、長年にわたり継続して安定的な利益の還元を実施してまいりました。今後の利益配当につきましても業績と財務体力を勘案しながら、安定した利益配当を基本としてまいります。

内部留保金につきましては、企業体質の強化に努めるとともに長期的な視野にたちグローバルな事業拡大に向けての資金需要に備える所存でございます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	356,048	負 債 の 部	202,303
流 動 資 産	180,996	流 動 負 債	144,542
現金及び預金	53,300	支払手形及び買掛金	91,255
受取手形及び売掛金	77,950	短期借入金	21,509
商品及び製品	12,903	未払法人税等	5,310
仕掛品	6,762	繰延税金負債	1,076
原材料及び貯蔵品	8,394	役員賞与引当金	190
部分品	3,937	設備関係支払手形	536
繰延税金資産	4,674	その他	24,663
その他	13,424	固 定 負 債	57,761
貸倒引当金	△351	社 債	10,000
固 定 資 産	175,051	長期借入金	24,454
有 形 固 定 資 産	121,544	リース債務	2,889
建物及び構築物	41,039	繰延税金負債	8,118
機械装置及び運搬具	36,074	退職給付引当金	10,081
土地	29,866	役員退職慰労引当金	682
リース資産	3,389	執行役員退職慰労引当金	667
建設仮勘定	5,543	その他	868
その他	5,631	純 資 産 の 部	153,744
無 形 固 定 資 産	2,383	株 主 資 本	142,420
投 資 其 他 の 資 産	51,123	資 本 金	17,009
投資有価証券	44,041	資 本 剰 余 金	17,523
長期貸付金	439	利 益 剰 余 金	114,642
繰延税金資産	2,319	自 己 株 式	△6,755
その他	4,908	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	383
貸倒引当金	△584	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,208
資 産 合 計	356,048	繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	△11,823
		少 数 株 主 持 分	10,940
		負 債 純 資 産 合 計	356,048

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		456,198
売上原価		389,142
売上総利益		67,056
販売費及び一般管理費		
販売一般管理費	10,729	
一般管理費	23,569	
販売費及び一般管理費合計		34,298
営業利益		32,757
営業外収益		
受取利息	277	
受取配当金	636	
受持分による投資利益	1,481	
受持分による貸付収入	880	
受持分によるその他の	1,381	
営業外費用		
支払利息	960	
支払資産除却	475	
支払資産の	1,272	
支払の	1,299	
経常利益		33,407
特別利益		
投資有価証券売却益	33	
投資有価証券のれん発生益	144	
貸倒引当金の戻入	14	
特別損失		192
固定資産除却損失	38	
減損損失	19	
投資有価証券評価損	289	
貸倒引当金の繰入	549	
災害による損失	807	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	302	
その他の	644	
税金等調整前当期純利益		2,651
法人税、住民税及び事業税	9,274	30,948
法人税等調整額	123	9,398
少数株主損益調整前当期純利益		21,550
少数株主利益		2,129
当期純利益		19,420

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	17,009	17,295	97,962	△4,742	127,526
連結子会社の決算期 変更に伴う増加額			110		110
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,298		△3,298
当期純利益			19,420		19,420
自己株式の取得				△2,656	△2,656
自己株式の処分		227		643	870
その他の包括利益			446		446
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	227	16,569	△2,012	14,783
平成23年3月31日残高	17,009	17,523	114,642	△6,755	142,420

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年3月31日残高	14,673	△4	△7,952	6,716	10,290	144,533
連結子会社の決算期 変更に伴う増加額						110
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,298
当期純利益						19,420
自己株式の取得						△2,656
自己株式の処分						870
その他の包括利益						446
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△2,465	2	△3,871	△6,333	649	△5,683
連結会計年度中の 変動額合計	△2,465	2	△3,871	△6,333	649	9,100
平成23年3月31日残高	12,208	△1	△11,823	383	10,940	153,744

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	30,948	短期借入れによる収入	8,841
減価償却費	22,584	短期借入金返済による支出	△14,842
減損損失	19	長期借入れによる収入	6,012
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,675	長期借入金返済による支出	△16,254
受取利息及び受取配当金	△914	社債の発行による収入	22,000
支払利息	960	社債の償還による支出	△12,000
為替差損益(△は益)	513	自己株式の取得による支出	△2,661
持分法による投資損益(△は益)	△1,481	リース債務の返済による支出	△820
有形固定資産売却損益(△は益)	476	配当金の支払額	△3,297
投資有価証券売却損益(△は益)	△33	少数株主への配当金の支払額	△186
投資有価証券評価損益(△は益)	289	その他	△122
売上債権の増減額(△は増加)	10,614	財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,330
たな卸資産の増減額(△は増加)	△2,038	現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,256
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,124	現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	17,442
その他	2,194	現金及び現金同等物の期首残高	35,379
小計	59,333	連結子会社の決算期変更に伴う現金及び 現金同等物の増減額(△は減少)	112
利息及び配当金の受取額	1,710	現金及び現金同等物の期末残高	52,934
利息の支払額	△955		
法人税等の支払額	△7,032		
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,056		
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の増減額(△は増加)	327		
有価証券の取得による支出	△2,998		
有価証券の売却による収入	1,998		
有形固定資産の取得による支出	△18,616		
有形固定資産の売却による収入	152		
無形固定資産の取得による支出	△719		
投資有価証券の取得による支出	△127		
投資有価証券の売却及び償還による収入	81		
貸付けによる支出	△1,647		
貸付金の回収による収入	1,914		
その他	△390		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,025		

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…………… 27社

連結子会社の名称

横浜機工(株)、(株)スミハツ、(株)アイテス、日発精密工業(株)、日発販売(株)、日発運輸(株)、(株)ニッパツサービス、日本シャフト(株)、(株)ニッパツパーキングシステムズ、(株)ホリキリ、ユニフレックス(株)、特殊発條興業(株)、東北日発(株)、フォルシア・ニッパツ九州(株)、日発テレフレックス(株)、NHKスプリング (タイランド) 社、NHKインターナショナル社、ニュー メーカー メタルズ社、NHK オブ アメリカ サスペンション コンポーネンツ社、NHK シーティング オブ アメリカ社、NHKマニュファクチャリング (マレーシア) 社、NATパブリフェラル社、NHKスプリング プレジジョン オブ アメリカ社、広州日正彈簧有限公司、広州日弘機電有限公司、日発精密(泰国) 有限公司、NHKスプリングインディア社

このうち、日発テレフレックス(株)については、当社が同社株式を追加取得し完全子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

アヤセ精密(株)、(株)ジー・エル・ジー

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数…………… 2社

持分法適用の非連結子会社の名称

アヤセ精密(株)、(株)ジー・エル・ジー

持分法適用の関連会社数…………… 7社

持分法適用の関連会社の名称

(株)スニック、(株)シンダイ、(株)トープラ、フォルシア・ニッパツ(株)、イベリカ デススペンシオネス社、ラッシーニーNHK アウトペサス社、ゼネラル シーティング(タイランド)社

前連結会計年度において持分法適用会社であった日発テレフレックス(株)は、当社が同社株式を追加取得し完全子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

(株)ニッパツ・ハーモニー

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

②有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

③デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として法人税法に規定する定率法を採用しております。

当社の本社の建物及び構築物については定額法を採用しております。

また、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）について法人税法に規定する定額法を採用しております。

②少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却しております。

③無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末に発生している額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～16年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程もしくは内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤執行役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は執行役員の退職慰労金の支出に備えて、執行役員退職慰労金規程もしくは内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約（一部の通貨オプションを含む）については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

当社グループの内部規程である「資金管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするために行うことを原則としております。

なお、主要なリスクである外貨建売掛債権の為替変動リスクに関しては、リスクを回避する目的で包括的な為替予約を行っており、為替予約取引は通常の外貨建営業取引に係る輸出実績等をふまえた範囲内で実施しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については為替予約等の契約締結時に内部規程である「資金管理規程」に従っていることを確認することで、有効性評価の方法としております。また金利スワップのうち特例処理の要件を満たすものについては、金融商品に係る会計基準に基づき有効性評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

③のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ5年以内で均等償却しております。平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

4. 会計方針の変更

(1) 持分法に関する会計基準等

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

なお、これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(2) 資産除去債務に関する会計基準等

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は0百万円、税金等調整前当期純利益は302百万円減少しております。

(3) 企業結合に関する会計基準等

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

5. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

- (1) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。
- (2) 前連結会計年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「屑売却代」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では営業外収益の「その他」に含めております。なお、当連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「屑売却代」は、41百万円であります。
- (3) 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、特別損失の合計の10/100を超えたため、当連結会計年度において区分掲記することに変更いたしました。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、0百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産		
担保に供している資産		
建物及び構築物	8,955百万円	
機械装置及び運搬具	776百万円	
土地	7,684百万円	
合 計	17,416百万円	
同上に対する債務		
長期借入金	1,988百万円	
(うち1年内返済分)	872百万円)	
2. 有形固定資産の減価償却累計額	235,633百万円	
3. 保証債務等		
非連結子会社の金融機関からの借入れに対する債務保証	76百万円	
従業員の金融機関からの借入れに対する債務保証	194百万円	
受取手形譲渡高	3,503百万円	
受取手形流動化に伴う留保額	1,358百万円	
売掛金譲渡高	866百万円	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	244,066,144株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,658	7.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年10月22日 取締役会	普通株式	1,639	7.0	平成22年9月30日	平成22年12月3日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,873	8.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主として銀行等金融機関からの借入又は社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建て債権の為替変動リスクは先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。長期貸付金は主に従業員に対するものであります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは資金管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	53,300	53,300	—
(2) 受取手形及び売掛金	77,950	77,950	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	507	7
子会社及び関連会社株式	1,488	1,068	△420
その他有価証券	31,614	31,614	—
(4) 長期貸付金	439		
貸倒引当金（*1）	△78		
	360	378	17
資産計	165,214	164,819	△395
(5) 支払手形及び買掛金	91,255	91,255	—
(6) 短期借入金	21,509	21,509	—
(7) 未払法人税等	5,310	5,310	—
(8) 設備関係支払手形	536	536	—
(9) 社債	10,000	9,934	△65
(10) 長期借入金	24,454	24,352	△101
(11) リース債務	2,889	3,082	192
負債計	155,956	155,982	25
(12) デリバティブ取引（*2）	(3)	(3)	—

*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計での正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 長期貸付金
長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標の利率により割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 支払手形及び買掛金(6) 短期借入金(7) 未払法人税等(8) 設備関係支払手形
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 社債
契約を締結している金融機関から提示された価格に基づき算定しております。
- (10) 長期借入金(11) リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(12)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (12) デリバティブ取引
契約を締結している金融機関から提示された価格に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(10)参照)。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社及び関連会社株式(非上場)	9,432
その他の非上場株式	1,005

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 610円07銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 82円44銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社及び当社の連結子会社である横浜機工株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、平成23年2月4日開催の分割会社及び平成23年2月8日開催の当社それぞれの取締役会において、分割会社のばね事業を会社分割（新設分割）し、その事業を新設するニッパツ機工株式会社（以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継することを決定いたしました。当該会社分割は平成23年4月1日に行われ、新設分割設立会社は同日より事業を開始しております。

1. 会社分割の目的

分割会社は自動車用懸架ばねと照明器具の製造販売を主たる事業としておりましたが、事業ごとの経営判断の迅速化、またそれぞれのお客様のニーズに合った一層のサービス向上を図り、両事業のさらなる成長を目指すことを目的としております。

2. 会社分割する事業内容

主に自動車用ばね事業

3. 会社分割する事業の規模

売上高 5,651百万円（平成23年3月期）

4. 会社分割の形態

横浜機工株式会社を分割会社とし、ニッパツ機工株式会社を新設分割設立会社とする新設分割

5. 会社分割に係る分割会社の概要

(1) 名称

横浜機工株式会社

(2) 資産・負債及び純資産の額

資産 7,639百万円 負債 5,438百万円 純資産 2,201百万円（平成23年3月31日現在）

(3) 従業員数

247名（平成23年3月31日現在）

6. 会社分割に係る新設分割設立会社の概要

(1) 名称

ニッパツ機工株式会社

(2) 資産・負債及び純資産の額

資産 3,415百万円 負債 2,557百万円 純資産 858百万円

(3) 従業員数

167名

7. 会社分割の時期

平成23年4月1日

(その他の注記)

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
香川県高松市鶴市町	遊休	土地
		建物
		その他
静岡県清水区	遊休	土地

(減損損失の認識に至った経緯)

国内連結子会社である日発販売(株)の高松営業所設備は、平成19年8月高松市六条町に移転した結果遊休資産となり、期末時点での時価をもって再評価を実施した結果、減損損失を認識しております。

また同社の(旧)静岡営業所設備は、平成22年3月東海支店及び(旧)磐田営業所と統合した結果遊休資産となり、期末時点での時価をもって再評価を実施した結果、減損損失を認識しております。

(減損損失の金額)

種 類	金 額
土地	9百万円
建物及び構築物	9 "
その他	0 "
合 計	19 "

(資産のグルーピングの方法)

継続的に収支を把握している管理会計上の区分に基づき、また遊休資産については個別物件ごとに資産のグループ化を行っております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額及び不動産鑑定評価基準

2. 災害による損失

当社グループは、東日本大震災による特別損失を以下のとおり計上いたしました。

(1) 災害復旧工事費用	74百万円
(2) 有形固定資産及び棚卸資産の滅失損	11百万円
(3) 操業休止期間中の固定費	705百万円
(4) その他	15百万円

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	231,466	負 債 の 部	138,815
流 動 資 産	97,701	流 動 負 債	96,551
現 金 及 び 預 金	16,939	支 払 手 形	4,107
受 取 掛 手 形 金	1,426	買 掛 金	51,989
売 掛 金	46,906	短 期 借 入 金	11,105
有 価 証 券	1,000	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	11,120
商 品 及 び 製 品	5,082	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	3,000
部 分 品	2,237	未 払 金	3,594
仕 掛 品	2,456	未 払 費 用	8,617
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,578	未 払 法 人 税 等	1,669
前 払 費 用	545	預 り 金	98
延 税 金 資 産	2,756	預 前 受 取 益	747
短 期 貸 付 金	3,007	前 受 取 引 当 金	9
未 収 入 金	10,906	役 員 賞 与 支 払 手 形	87
そ の 引 当 金	2,091	設 備 関 係 支 払 手 形	401
△233	△233	そ の 他	1
固 定 資 産	133,764	固 定 負 債	42,264
有 形 固 定 資 産	56,061	社 債	10,000
建 物	20,197	長 期 借 入 金	22,615
構 築 物	701	繰 延 税 金 負 債	4,468
機 械 及 び 装 置	17,351	退 職 給 付 引 当 金	4,176
車 両 運 搬 具	83	執 行 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	588
工 具 器 具 備 品	1,982	長 期 未 払 金	416
土 地	13,023	純 資 産 の 部	92,650
建 設 仮 勘 定	2,722	株 主 資 本	80,786
無 形 固 定 資 産	1,487	資 本 金	17,009
ソ フ ト ウ ェ ア	1,435	資 本 剰 余 金	17,492
そ の 他	51	資 本 準 備 金	17,295
投 資 そ の 他 の 資 産	76,215	そ の 他 資 本 剰 余 金	196
投 資 有 価 証 券	31,056	利 益 剰 余 金	52,982
関 係 会 社 株 式	38,863	利 益 準 備 金	3,633
関 係 会 社 出 資 金	5,066	そ の 他 利 益 剰 余 金	49,348
従 業 員 長 期 貸 付 金	6	特 別 償 却 準 備 金	2
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	600	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,549
長 期 前 払 費 用	485	繰 越 利 益 剰 余 金	45,797
そ の 引 当 金	691	自 己 株 式	△6,697
△555	△555	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,863
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,863
資 産 合 計	231,466	負 債 純 資 産 合 計	231,466

損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		246,745
売上原価		218,140
売上総利益		28,604
販売費及び一般管理費		
販売費	7,999	
一般管理費	9,645	
販売費及び一般管理費合計		17,645
営業利益		10,958
営業外収益		
受取利息	81	
有価証券利息	22	
受取配当金	2,827	
不動産賃貸料	720	
その他の	296	3,949
営業外費用		
支払利息	645	
社債利息	22	
固定資産除却	387	
為替差損	1,077	
その他の	812	2,946
経常利益		11,961
特別利益		
投資有価証券売却益	1	
貸倒引当金戻入額	189	
株式割当益	37	229
特別損失		
投資有価証券評価損	258	
貸倒引当金繰入額	10	
災害による損失	603	
その他の	243	1,116
税引前当期純利益		11,074
法人税、住民税及び事業税	3,360	
法人税等調整額	728	4,088
当期純利益		6,986

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成22年3月31日残高	17,009	17,295	0	17,295	3,633	3	3,644	42,011	49,293
事業年度中の変動額				—					—
特別償却準備金の取崩				—		△1		1	—
固定資産圧縮立金の積立				—			33	△33	—
固定資産圧縮立金の取崩				—			△129	129	—
剰余金の配当				—				△3,298	△3,298
当期純利益				—				6,986	6,986
自己株式の取得				—					—
自己株式の処分			196	196					—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—					—
事業年度中の変動額合計	—	—	196	196	—	△1	△95	3,785	3,688
平成23年3月31日残高	17,009	17,295	196	17,492	3,633	2	3,549	45,797	52,982

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成22年3月31日残高	△4,689	78,909	14,387	△3	14,383	93,293
事業年度中の変動額		—			—	—
特別償却準備金の取崩		—			—	—
固定資産圧縮立金の積立		—			—	—
固定資産圧縮立金の取崩		—			—	—
剰余金の配当		△3,298			—	△3,298
当期純利益		6,986			—	6,986
自己株式の取得	△2,656	△2,656			—	△2,656
自己株式の処分	648	844			—	844
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	△2,523	3	△2,520	△2,520
事業年度中の変動額合計	△2,007	1,877	△2,523	3	△2,520	△643
平成23年3月31日残高	△6,697	80,786	11,863	—	11,863	92,650

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法による減価償却のほかに機械装置の一部については会社の計算による短縮年数による減価償却を実施しております。但し、本社（本館棟、研究開発棟、厚生棟）の建物及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法による減価償却を実施しております。また、平成10年4月1日以降に取得した本社以外の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却しております。

(3) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定に基づく減価償却と同一の基準による定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに関しては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (4) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 長期前払費用
 - 法人税法の規定に基づく減価償却と同一の基準による定額法を採用しております。
- 3. 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、期末に発生している額を計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (4) 執行役員退職慰労引当金
 - 当社は、執行役員の退職慰労金の支出に備えて、執行役員退職慰労引当金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- 5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
 - 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約（一部の通貨オプションを含む）については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「資金管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするために行うことを原則としております。なお、主要なリスクである外貨建売掛債権の為替変動リスクに関しては、リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引を行っております。また、為替予約取引は通常の外貨建営業取引に係る輸出実績等をふまえた範囲内で実施しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については為替予約等の契約締結時に内部規程である「資金管理規程」に従っていることを確認することで、有効性評価の方法としております。また金利スワップについては、すべて特例処理の要件を満たすものであり、金融商品に係る会計基準に基づき有効性評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準等

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

(2) 企業結合に関する会計基準等

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

8. 表示方法の変更

損益計算書関係

(1) 前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「屑売却代」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度では営業外収益の「その他」に含めております。なお、当事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「屑売却代」は、11百万円であります。

(2) 前事業年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「たな卸資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度では営業外費用の「その他」に含めております。なお、当事業年度の営業外費用の「その他」に含まれる「たな卸資産除却損」は、125百万円であります。

- (3) 前事業年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「不動産賃貸原価」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度では営業外費用の「その他」に含めております。なお、当事業年度の営業外費用の「その他」に含まれる「不動産賃貸原価」は、228百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建物	7,598百万円
機械及び装置	119百万円
土地	4,587百万円
計	12,305百万円

同上は、財団抵当に供しておりますが、借入残高はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 140,629百万円

3. 退職給付

退職給付信託を設定していることにより退職給付引当金から以下の年金資産の総額が相殺されております。

	退職給付引当金 (年金資産控除前)	退職給付信託の 年金資産	退職給付引当金 (純額)
退職一時金	14,544百万円	2,424百万円	12,119百万円
企業年金基金	188百万円	8,130百万円	△7,942百万円
合計	14,732百万円	10,555百万円	4,176百万円

4. 保証債務等

(1) 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

被保証者	保証金額
東北日発株式会社	18百万円
NHK インターナショナル社	30百万円
ニュー メーカー メタルズ社	2,436百万円
NHK オブ アメリカ サスペンション コンポーネンツ社	157百万円
NHK マニファクチャリング(マレーシア)社	6百万円
NHK スプリング プレシジョン オブ アメリカ社	1,166百万円
広州日弘機電有限公司	221百万円
NHK スプリング インディア社	94百万円
一括支払信託債務に対する併存的債務引受額	3,802百万円
従業員	190百万円
合 計	8,124百万円

- (2) 受取手形譲渡高 132百万円
 (3) 受取手形流動化に伴う留保額 36百万円
 (4) 輸出為替手形割引高 93百万円

5. 関係会社に対する短期金銭債権 27,813百万円
 長期金銭債権 600百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 14,614百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- 売上高 57,307百万円
 仕入高 43,467百万円
 営業取引以外の取引高 3,186百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

- 普通株式 9,863,650株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

(1) 流動資産

賞与引当金損金不算入額	2,083百万円
未払事業税否認	151百万円
たな卸資産評価損	113百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	91百万円
その他	352百万円
繰延税金資産（流動）小計	2,793百万円
評価性引当金	△36百万円
繰延税金資産（流動）合計	2,756百万円
繰延税金資産（流動）の純額	2,756百万円

(2) 固定資産

投資有価証券等評価損否認	5,482百万円
退職給付引当金	2,872百万円
減価償却費損金算入限度超過額	1,868百万円
執行役員退職慰労引当金否認	237百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	224百万円
その他有価証券評価差額金	62百万円
その他	573百万円
繰延税金資産（固定）小計	11,321百万円
評価性引当金	△5,434百万円
繰延税金資産（固定）合計	5,887百万円
繰延税金負債（固定）との相殺額	△5,887百万円
繰延税金資産（固定）の純額	－百万円

2. 繰延税金負債

固定負債

圧縮記帳準備金	△2,395百万円
その他有価証券評価差額金	△7,958百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債（固定）小計	△10,355百万円
繰延税金資産（固定）との相殺額	5,887百万円
繰延税金負債（固定）の純額	△4,468百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、シート生産設備であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
フォルシア・ニッパツ九州株式会社	福岡県京都郡	499	シート事業	81.0	4名	当社取引先	当社が、部品の販売しております。	21,353	売掛金 (注)1,2	9,027
フォルシア・ニッパツ株式会社	横浜市中区	400	シート事業	50.0	5名	当社取引先	当社が、部品の販売しております。	13,044	売掛金 (注)1,2	5,719
株式会社ニッパツパーキングシステムズ	横浜市西区	50	産業機器ほか事業	100.0	3名	当社販売先	当社が、製品の販売しております。	3,287	売掛金 (注)1,2	2,496
ニューメーサーメタルス社	アメリカケンタッキー州フランクリン	千米ドル2	懸架ばね事業	100.0 (間接所有100.0)	8名	当社支援先	債務保証	2,436	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

2. 上記各社への当社製品の販売については、市場価格等を参考に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	395円60銭
2. 1株当たり当期純利益	29円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

災害による損失

当社は、東日本大震災による特別損失を以下のとおり計上いたしました。

(1) 災害復旧工事費用	55百万円
(2) 有形固定資産および棚卸資産の滅失損	2百万円
(3) 操業休止期間中の固定費	541百万円
(4) その他	4百万円

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

日本発条株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鐵 義 正 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 康 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本発条株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本発条株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

日本発条株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鐵 義 正 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 康 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本発条株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月23日

日本発条株式会社 監査役会

常勤監査役 木 村 雅 彦 ㊟

常勤監査役 高 橋 秀 敏 ㊟

社外監査役 堀 江 均 ㊟

社外監査役 小 森 晋 ㊟

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案「当社と日本発条株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決された場合、平成24年4月1日の本株式交換の効力発生日以降、当社の株主は、ニッパツのみとなる見込みであります。

これに伴い、多数の株主の存在を前提とする定時株主総会の議決権の基準日を予め定款に定めておく必要性が失われることから、現行定款第11条を削除するとともに、現行定款第12条以下の条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該規定の削除は、第1号議案「当社と日本発条株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決されることならびに平成24年3月31日の前日までに本株式交換が中止されていないことおよび本株式交換契約の効力が失われていないことを条件として、平成24年3月31日に効力を生じるものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第11条(基準日) <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2前項にかかわらず、必要のある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第12条 ～ 第47条</p> <p><条文省略></p>	<p>第11条 ～ 第46条</p> <p><現行通り></p>

(ご参考)

平成24年3月期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）に係る剰余金の配当（期末配当）につきましては、当社現行定款第45条（期末配当金）の定めに従い、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者の皆様に対し、当社定時株主総会の決議（平成24年6月頃を予定）に基づき当社よりお支払いする予定であります。なお、当該剰余金の配当につきましては、当社株主の皆様のご利益保護の観点から、従前と同様の水準により行う予定であります。

以 上

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区枝川二丁目13番1号
当会社 本店3階会議室
TEL 03-5690-3001 (代)



車：首都高速9号線枝川出口左折（環状線方面から木場出口）

電車：①東京メトロ東西線木場駅3番出口より都営バス「新橋」行にて枝川2丁目下車
徒歩1分

②東京メトロ有楽町線豊洲駅3番出口、ゆりかもめ豊洲駅より都営バス「業平橋
駅」行または「錦糸町駅」行にて枝川2丁目下車徒歩1分

徒歩：①東京メトロ東西線木場駅下車徒歩20分

②東京メトロ有楽町線、ゆりかもめ豊洲駅下車徒歩15分